○外務省告示第三百四十四号

平成二十四年十月四日にポルトープランスで、南東県ジャクメル病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

平成二十四年十月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

1　援助の目的及び内容　南東県ジャクメル病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億三千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年九月三十日まで

4　署名者

日本側　倉富健治在ハイチ大使館大使

ハイチ側　ピエール＝リシャール・カジミール外務・宗務大臣

○農林水産省告示第二千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字櫻ケ水三七一三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾五三七三の三・字東小堀六〇二九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町万坂字峠六〇五、又六〇六、六〇六から六一〇まで、柚木字鷺町八五、一〇九、一一二の二、一一七、字小谷七一七の一、七一八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町柚木字片布田一六八五、一六九六、又一七三八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字片布田一六八五・一六九六・又一七三八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字大谷五三〇七の一、五三〇七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷五三〇七の一・五三〇七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町三野字岩下二一八五、二一九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩下二一八五・二一九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城字興地一五四五の一、一五四九の一、大字岩井川字飯干一〇二一の二、一〇二二、字十二町一〇三二の二、字小鶴三一二七、三一三〇の四、大字七折字東山一〇七三一の一、一〇七四〇の一、字徳富一〇七五七の二、一〇七五八の一、一〇七六七の一